

総合支援プログラム(令和6年度)

社会福祉法人 宗友福祉会 放課後等デイサービス 天使園

令和6年4月1日作成

<p>法人理念 (事業運営方針)</p> <p>子どもの思い(心)に目を向け成人期の基盤となる乳児期、幼児期、学童期だからこそ育むべき「今」を大切に、必要としている支援を個々に合わせて提供します。広々とした環境の中で喜びや楽しさを見出しながら子どもたちの発達をくつろいだ空間の中で、促進できる発達支援を目指していきます。また、地域との交流を大切に愛される場を作ります。</p>	
<p>基本理念</p> <p>①発達に特徴のある子ども本人の最善の利益の保証 ②地域生活への参加・包容(インクルージョン)の推進と合理的配慮 ③家族支援の重視 ④発達に特徴のある子どもの地域社会への参加・包容(インクルージョン)を子育て支援において、推進するための後方支援としての専門的役割を果たす</p>	
<p>目標</p> <p>一人ひとりの想いを大切に ～ 家でも学校でもない唯一無二の場所で ～ 共に生きやすい地域を創る</p> <p>① 子どもが充実した毎日を過ごし、望ましい未来を作り出す力の基礎を培うために子どもの発達の状況及び、発達の過程・特性等に十分配慮しながら子どもの成長を支援する。</p> <p>② 将来の子どもの発達・成長の姿を見通しながら、日常生活や社会生活を円滑に営めるよう「今」どのような支援が必要かという視点を持ち、子どもの自尊心や自発性、主体性、自己抑制力を育てつつ発達上の課題を達成させる。</p> <p>③ 子どもの保護者に対し、その意向を受け止め、子どもと保護者の安定した関係に配慮し、その家庭全体を支えるための役割を果たす。支援者の専門性を活かして支援にあたる。</p> <p>④ こどものライフステージに沿って、様々な関係者、機関と連携を図り切れ目のない一貫した支援をする。</p>	
<p>社会的責任</p> <p>・児童福祉法・保育所保育指針・教育基本法・学校教育法・総合支援法等に基づく複合型総合施設として、本児、保護者、地域に対して、事業所の役割を十分に発揮し、その役割を果たす。</p>	
<p>人権尊重</p> <p>・基本的人権の尊重(権利擁護、虐待防止)</p> <p>・当事業所に関係するすべての人と地域社会に対して最大の利益を考慮する。また、職員の生活権の保障</p> <p>・子どもの思い・意見を大切に、自己選択や自己決定を尊重します。</p>	
<p>説明責任</p> <p>・当事業所に関係するすべての人、また、地域社会に対して、理念・方針・活動目的を丁寧に積極的に啓発活動を行っていく。</p>	
<p>情報保護</p> <p>・個人情報保護法に基づき、契約書等の個人情報が漏れない様に配慮に努める。</p> <p>・個人資料また、パソコン等のセキュリティに十分に配慮する。</p>	
<p>苦情処理・解釈</p> <p>・苦情申し立てに至るまでの過程を大切に、苦情解決システムに基づき、第三者委員会、運営適正化委員会も含め丁寧に解決を図っていく。</p>	
<p>特色ある発達支援</p> <p>・運動プログラム・音楽プログラム</p> <p>・創作活動・自立支援</p> <p>・ソーシャルスキルプログラム</p> <p>・言語聴覚士による個別の発達支援</p> <p>・鉄道療法・栽培収穫体験等・食育</p>	
<p>不登校支援</p> <p>・子どもが休息ができ、安心・安全にその子らしく過ごせる場にする。</p> <p>・子どもの気持ちに寄り添い自己肯定感を育てる</p> <p>・不登校の要因を分析し、個々のニーズに合った支援を提供する</p> <p>・子どもの意思を尊重し、学びたいと思ったときに学べる場を提供する</p>	
<p>発達過程</p> <p>・放課後等デイサービスガイドラインを中心に、5領域の視点を踏まえた本人支援、家族支援、移行支援、地域支援・地域連携、特別支援学校幼稚部教育要領のねらい及び内容についても理解しながら、支援にあたる。また、新版K式発達検査を保護者に提示し、個々の発達状況に合わせた児童発達支援計画書の作成や個別支援(専門職)の環境を整えながら支援する。</p>	
<p>サービス提供時間</p> <p>学校終了後～18:00 学校休業日 9:00～17:00 月曜日～金曜日(土日祝日は、休園)</p>	
<p>送迎の有無</p> <p>松山市及び近隣の市町村</p>	
<p>年間目標</p> <p>人と関わりながら、目標に向かって自発的に頑張る力、主体的に他人とうまく関わる力、感情をコントロールする自己抑制力などの非認知的能力を身につけた子どもを良い環境で育てる。また、発達支援の特徴として専門職(ST)の個別療育の時間を設定して個別支援の充実と、少人数の活動等の支援目的別の環境設定の充実を図り、受容的・応答的に丁寧に支援する。それぞれの発達や特性に応じて、生活能力の向上を目指しプログラムを構成し、地域との交流を図ったり、季節のイベントなどの活動も行いながら、自立支援と日常生活の充実を目指しています。子ども同士の関わりの中で、主体的に参加できる環境にする。保護者支援として、ペアレントトレーニング・ペアレントメンターの家族支援の視点から、子育ての不安軽減を図るとともに、育児を支援していくこととする。</p>	
<p>本人支援</p> <p>小学校低学年(おおむね6歳～8歳)</p> <p>小学校中学年(おおむね9歳～10歳)</p> <p>小学校高学年(おおむね11歳～12歳)</p> <p>思春期(おおむね13歳以降)</p>	
<p>健康・生活</p> <p>・特性や発達段階に応じて、生活しやすい環境を整え、基本的な生活スキルが獲得していけるよう支援する。</p> <p>・新生活において不安定になりがちなライフサイクルを整え、新たに習慣化した流れを個人のペースで獲得していけるよう関わる。</p>	
<p>人間関係・社会性</p> <p>・人と物との関係性の繋がりを知り、三行関係の理解を深めながら他者との関係性の構築ができるようにする。</p> <p>・大人に見守られる環境のもと、努力や工夫が称賛・評価され、より自信や達成感、自己肯定感を得られていけるよう関わる。</p>	
<p>認知・行動</p> <p>・新たな体験から興味・関心の幅が広がっていくよう活動を設定する。また、危険物や状況に合わせて行動を抑制する場面を知らせる。</p> <p>・簡単な読み書きや計算に取り組み、個人の理解に応じて支援する。</p>	
<p>言葉コミュニケーション</p> <p>・個人の発達に応じた方法で、他者と気持ちを伝え合ったり、互いに認め合うことを、大人の見守りのもと行えるよう支援する。</p> <p>・日常的に必要な言葉に触れ、状況に合わせて活用したり応じたりできるよう大人が手本を示しながら関わる。</p>	
<p>運動・感覚</p> <p>・個人の感覚特性に合わせて環境を整える。</p> <p>・遊具や道具に合わせて身体の操作を促します。場面ごとに粗大運動・微細運動に取り組み、筋力や操作性が養われるよう支援する。</p>	
<p>健康支援</p> <p>・日々の健康状態の把握(登園時健康チェック) ・家庭での本児と家族の健康状態の把握(連絡帳等) ・保健だより情報の提供(市内における感染症の報告及び対応の情報提供)</p>	
<p>環境・衛生管理</p> <p>・建物内・外・周辺道路の掃除 ・使用遊具の消毒 ・砂場の消毒(年2回程度) ・職員の検便(調理員・調理従事者) ・全児、職員昼食・排泄時ペーパータオル使用 ・感染防止対策委員会の設置</p>	
<p>安全対策・事故防止</p> <p>・毎月防災訓練の実施、消防器具点検(火災、地震、水害、不審者侵入等) ・普通救命講習会(4時間AEDも含む) ・送迎車車両点検(運行前点検、毎月点検) ・安全遊具点検(毎月1回) ・虐待防止研修会 ・安全計画による訓練、研修の実施</p>	
<p>研修計画</p> <p>・STの指導による研修会(ケース会議等) ・園外研修会 ・人間力養成講座(致知出版社) ・倫理法人会(モーニングセミナー) ・社内木鶏会(毎月1回) ・CDS研修会参加 ・中国・四国地区通園職員研修会参加 ・福祉協会研修参加</p>	
<p>小学校・保護者・地域支援・連携</p> <p>・学校や各関係機関との情報共有・担当者会議 ・保護者育児講座の開設(ペアレントトレーニング、ペアレントメンター) ・実習生、職場体験、ボランティアの受け入れ ・講堂の一般開放</p>	
<p>市町村等連携</p> <p>・障がい者総合支援協議会 ・自立支援協議会(学童小部会・子ども支援部会) ・乳幼児育成指導事業運営協議会</p>	
<p>自己評価</p> <p>・第三者評価の内容に基づく事業所及び各職員の評価の実施 ・各支援員による年度末の目標達成度評価と次年度の各個人の保育目標の策定 ・放課後等デイサービスガイドラインに基づく評価(保護者用・職員用・事業者用ホームページによる公開)</p>	